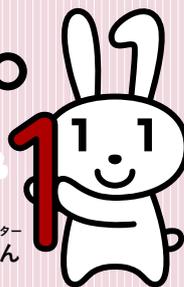


特集

社会保障・税番号制度

# マイナンバー制度が始まります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバーで、便利に暮らしやすく

マイナンバー（個人番号）は各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

### 公平・公正な 社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。



### 国民の 利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取るなどがスムーズにできるようになります。



### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



## マイナンバー（個人番号）とは？

平成 27 年 10 月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる 12 桁の番号をマイナンバー（個人番号）といいます。

個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。

また、法人には 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が指定されます。



マイナンバーは生涯にわたって使うものです。

住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。



# 平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります。

## 社会保障関係の手続

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護など

## 税務関係の手続

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

## 災害対策

- ・防災・災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務など

マイナンバーは行政機関や地方公共団体などにおいて、**社会保障、税、災害対策の分野**で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うこととなります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

## マイナンバー制度実施の流れ

### 平成27年10月以降

#### 住民票の住所にマイナンバー(個人番号)の通知カードを送付

住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に、10月以降、12桁のマイナンバーの通知カードが送付されます。

### 平成28年1月

#### マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

### 平成29年1月頃

#### マイナポータル(情報提供等記録開示システム)

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかご自身のパソコン等で確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

### 平成29年7月頃

#### 地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、各種申請時の添付書類の削減など、皆さんの負担が軽減されます。



# マイナンバーを、きちんと受け取って活用するために。

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。4つのポイントを確認して個人番号カードを受け取り、有効に利用しましょう。

## Point 1

### 住所確認

原則として、マイナンバーの「通知カード」は住民票の世帯ごとに送付されます。

住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

## Point 2

### 書留の中身を確認

マイナンバーの「通知カード」は簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- ① マイナンバーの「通知カード」
- ② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③ 説明書

※通知カードは、社会保障・税などの各種手続で必要になるほか、個人番号カードの交付の際にも必要になるので、大切に保管して下さい。



## Point 3

### 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

#### ① 郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

#### ② オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

## Point 4

### 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。

無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

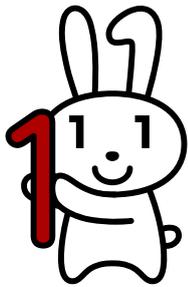
- ① マイナンバーの「通知カード」
- ② 個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③ 運転免許証などの本人確認書類

※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、個人番号カードを交付する際に回収させていただきます。

## マイナンバー法で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供することはできません。

- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。



# 個人番号カードは無料で取得でき、 本人確認や各種手続きに利用できる 公的身分証明書です。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、  
様々な本人確認の場面で利用できるカードです。

ご自身で申請することで、平成 28 年 1 月以降に交付されます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、マイナンバー（個人番号）が正しいことを確認するため、通知カードなどの書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が 1 枚で完了します。



表面

氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真



裏面

マイナンバー等が記載、IC チップ搭載

※住民基本台帳カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。また、新規で発行される場合は平成 27 年 12 月までとなります。

## 個人番号カードで、下記のサービスも利用できます。

- IC チップに記録される電子証明書を用いて、e-Tax などの電子申請を行えます。
- コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。

※別途申請が必要ですのでご注意願います。





# マイナンバー制度は、 安心・安全の仕組みです。



## 制度面

- マイナンバー法の規定によるものを除いて、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則が、個人情報保護法や住民基本台帳などよりも強化されています。

## システム面

- 個人情報従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいが防がれます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成 29 年 1 月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

## ご注意ください

- ①「通知カード」や「個人番号カード」の記載内容に変更があったときは変更手続きを！  
引越などで居住することになる市区町村に転入届・転居届を提出する際、通知カードか個人番号カードのいずれかを同時に提出し、カードの記載内容を変更する必要があります。  
それ以外の場合でも、通知カードあるいは個人番号カードの記載内容に変更があったときには、14 日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。
- ②「通知カード」を、やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、居所情報登録申請書を住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください！  
**提出期限 9月25日(金)まで**  
※申請書は、市民課窓口又は市ホームページで取得できます。

### 申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災地で、住所地以外に避難されている方
- ・DV や ストーカー 行為等、児童虐待の被害者で住所地以外のお住まいの方
- ・一人暮らしで長期間、医療機関や施設に入院・入所されている方

### ■問い合わせ（土日祝日・年末年始を除く）

- ◎全国共通ナビダイヤル 9：30～17：30 ☎ 0570-20-0178
- ※この他制度に関するお問い合わせは
- ◎蕪崎市企画財政課企画推進担当（内線 355～357）
- ※カードの発行手続きに関するお問い合わせは
- ◎蕪崎市市民課市民担当（内線 123～126）



マイナンバー制度について  
ご不明な点などありましたら  
お問い合わせください。